

## 聞き書き史談ほか萬控え(七)

佐伯氏の貫高と動員兵力について

### 林 寅 喜

(会員・佐伯市中の島)

慶長五年(一六〇〇)関ヶ原の合戦後、その論功というよりも藤堂高虎の取りなしによって改易を免れた毛利高政は、日田から佐伯二万石に国替えとなり、翌慶長六年に入って入国した。この時より八年前の文禄二年まで、佐伯領は代々大友氏の国衆として勢力を持つ佐伯氏の支配下にあったが、前記文禄の役において小西行長の讒訴により敵前逃亡の罰を着せられ、改易となった義統に連座して領地を失い、のち伊豫板島(宇和島)の城主藤堂高虎に仕えた。これが十四代惟定である。

ところで、佐伯氏が支配していた頃の貫地貫高は一体どの位あったろうか。資料を見たこともないので分からないし、領域さえも明確に知らない。そこで一応高政が与えられた二万石(実勢は一万九千石)を対照として考

えて見たい。

貫地貫高とは、土地課税額を銭高(貫文に換算してその税額で地積を表示する)で表わす。

これに対し石高制度は地積を生産高で表示する方法である。

貫は分米(石高)を銭によって代納する分銭により始まったといわれ、鎌倉時代(一一九二〜一三三三)中期より田の町反積に代わる称で貫積ともいった。室町時代(一三三八〜一四八〇)に永高と称するようになったが、貫積・貫高ともいった。

一貫文はおよそ後の十石に相当したというが、地域差があつて一様ではなかったという。天正の中頃(一五八二、三)から石高制度に移行した。

さて、貫高という土地課税額は、銭高にしてどの位であったかよく知られていないが、後北条氏(小田原へ一四九一〜一五九〇)の場合田一反につき五百文、畠は百六十五文となつていて(これは田の場合畿内五ヶ国も同額であった)、石高制度のような上・中・下・下々といった等級は見られない。田一反に五百文という年貢額は、石高制度の率に直せばおよそ四公六民であつたとい



「歴史群像戦国の城」より

う。

(註) 實地實高制度では、前記のように分米(石高)

を錢で代納することによって始まったとされ、

石高制度のような物納制とは異なるが、一部で

は必ずしもそうではなかったという。

したがって、田の場合一反から五百文が年貢として徴収され、残る七百二十文(六割相当額)は農民の取り分となり、畠の場合百六十五文が年貢で、二百四十七・五文が農民の取り分といった計算になる。

ちなみに当時の米価を調べて見ると、文龜元年(一五〇一)から天正十年(一五八二)までの八十一年間のうち、判明した五十四年分の平均は、一石当りおよそ一貫四百五十文であった。記録によれば天候に左右されてか価格の変動が激しいのと、六ヶ所という限られた地域の相場によったもので、一概には言えないが前述のトータル一反当り一貫二百二十文という貫高は、一応妥当であったと言える。つまり田の場合、押しなべて一反一石という收穫高と、税率が四〇%と低かったことも江戸時代と比べて格段の差がある。

ここで慶長十年(一六〇五)七月、高政が幕府に差し

出した検地目録帳の中から、佐伯領一万九千石の内訳を抜き書きすると、

田 九百八十町六反七畝十六歩 四三・二%

畠 二千二百八十八町八反三畝二十四歩 五六・八%

計 二千二百六十九町五反一畝十歩

となっている。そこで当時一万九千石に対して田畠別の平均收穫高をどの位に見積っていたか、参考のため北

条氏の錢高を基準にして、計算したら次のようになった。

500文+165文=665文(錢高計)

500文÷665文=0・75%(田・錢高率)

165文÷665文=0・25%(畠・錢高率)

19、000石×0・432(田面積率)×0・75(田錢高率)=6、156石(田・年貢米高)

19、000石×0・568(畠面積率)×0・25(畠錢高率)=2、698石(畠・年貢米高)

6、156石+2、698石=8、854石(年貢米高)

計) 8、854石(年貢米高)

6、156石(田・年貢米高)÷8、854石(年貢米高)

2、698石(畠・年貢米高)÷8、854石(年貢米高)

高計) 0・695%

2、698石(畠・年貢米高)÷8、854石(年貢米高)

0・695%

高計) 110・305%

19、000石×0・695% 113、205石(田・

石高)

19、000石×0・305% 115、795石(畠・石

高)

13、205石(田・石高) ÷ 980町6反(田・面積)

11石3斗5升/反(田・基準収穫高)

5、795石(畠・石高) ÷ 1288町8反(畠・面積)

114斗5升/反(畠・基準収穫高)

これを念のため宝暦五年(一七五五)の石盛(次表)

と比較して見ると、田の場合幾分高めであるが、畠は格

段低いことが分かる。

本論に戻って前述の面積を考えて見ると、これは恐ら

く文禄二年、義統の改易と同時に秀吉が命じた豊後の檢

地によって、四十二万石を諸將に与えているから、高政

が入国後に行つたものではないと思う。理由は慶長十六

年(一六一二)に、山口玄蕃が行つた『竿水帳』(註)

が残されていることから考えて、この時になつて初めて

領内の調査をしたのではないだろうか。

(註) 檢地に間(けんざお)・(みづなわ)繩を用いて測量することを、竿入

れともいう。

なお、高政は文禄三年に秀吉から日田二万石を与え

られていた。

その高政と惟定とでは(一)領域の違いと、(二)檢

地が制度化されていなかったこと、(三)銭高が不明な

盛石畠田年亥五歴宝 (一相当)

平均	下ノ村	中ノ村	上ノ村	村浦區分	石盛
一・五五	一	一・五	一・六	石斗	上々田
一・三	一・二	一・三	一・四	石斗	上田
一・一	一・〇	一・一	一・二	石斗	中田
九	八	九	一・〇	石斗	下田
七	六	七	八	石斗	下々田
一・二五	一	一・二	一・三	石斗	上々畠
一・〇	九	一・〇	一・一	石斗	上畠
八	七	八	九	石斗	中畠
六	五	六	七	石斗	下畠
四	三	四	五	石斗	下々畠
					摘要

ことなどから考えて、北条氏の銭高をそのまま適用することに踏たふいはあるが、参考のため計算すると、

田 〓 四千九百三貫三百文余

畠 〓 二千二百二十六貫五百文余

計 〓 七千二百二十九貫八百文余となる。

弘安図田帳（一二八五）に記された佐伯莊百八十町（五代惟直の時代へ貫高にして九百貫位か？）から、秀吉が検地を命じた文禄二年（一五九三）までの三百余年の間、有為転変は世の習いとはいえ、農民は唯一途に働き土地を開いてきた。その成果が二千二百余町歩までに広まったのである。

その間この地を支配してきた佐伯氏は、鎌倉・室町と時代を通して分銭を徴収していたには違いないが、その経緯や銭高等は詳らかでない。しかし、惟定の時代に限って見ても、七千貫文前後もあつたと思えば大友氏の国衆として、勢力を堅持することに不足はなかつたろう。もつとも七千貫のうち、多くは支配下の郷村に定住する土豪や地侍達に知行としてあてがい、一朝有事の際には貫高に応じて軍役を課していたと考える。

◇ ◇ ◇

農民から兵士に変身



次に有事の際における軍役について書いて見たい。周知のように室町から戦国における武将の家臣団は、すべてが專業武士であつたわけではない。もつとも、城主（二次的支城を含む）及びその上層家臣は專業武士であつたが、それ以下は半農半士の土豪すなわち地侍であつた。彼等は平時は自分の村に住んで農耕に従事し、合戦になると軍装して出陣するといったシステムになつていた。その頭立つ者に与えられていたのが軍役状で、知行

貫高にに応じて騎馬・鎧・弓・鉄砲・旗指物から雑兵の人数まで割り当てられていた。

北条氏の場合、五貫文から十貫文につき一人の割り合いであったとするが、元龜二年（一五七二）武田兵庫助に与えられていた軍役状（長野県陽雲寺文書）によれば、三百九十七貫余の知行地に対し、二十八人の割り当てがあったとしており、一人当たりに直せば十四貫二百文と随分差がある。

佐伯氏が毋牟礼城にあつて勢力を堅持していた時代のうち、最大の兵力を動員した戦いは天正十四年（一五八六）の堅田合戦ではなかったかと思う。この時島津方に対して佐伯側が配備した兵力は五千三百人であつたとされている。当時戦の勝敗は兵力の差によって左右された時代でもあつた。したがつて、半数以上は軍役以外の農民まで動員したと考えてよい。『興廢記』にも「百姓地土を仮催し」と書いてはいるが、それでも誇張のし過ぎと思ふ。

仮りに北条氏と同じ五貫文から十貫文につき一人とすれば、七百から千四、五百人までが適切な動員数となる。

話は飛ぶがこの時から百二十四年後の宝永七年（一七

一〇）に、藩内の男子十五歳から五十歳までを対象とした人口調査を行っている。その時の人数は八千九百九十四人であつた。これで見える限り宝永の時代でも、四ないし五人に一人の割り合いで、強者ばかりを集めても二千人前後である。したがつて、文禄時の人口と貫地貫高の内容等から推量しても、五千三百人は無理であつたと思ふのだが……

#### 主な参考図書

歴史群像

学研

別冊歴史読本

新人物往来社

日本史年表

河出書房

お金の百貨辞典

新人物往来社

大分歴史辞典

OBS大分放送

毋牟礼実録

大友興廢記

藩政資料